## 事前調査結果の写しの備え付け

○事前調査結果の記録(報告書)の写しは、除去等の作業を実施している作業場に常に備え付け

作業者に石綿含有建材の有無、種類、使用場所、解体等開始後に調査する場所等を確実に伝達し作業を進めるため、常に事前調査の記録の写しを保管し、下請負人の作業者も含めて全ての作業者がいつでも確認でき、また立入検査の際には提示できるようにしておく。

## 掲示事項(事前調査関係のみ)

## 大防法の掲示の記載事項

(大防法第 18 条の 15 第 5 項、大防法施行規則第 16 条

- ・事前調査の結果
- ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- 等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の 種類

石綿則の掲示の記載事項 (石綿則第3条第8項)

- ・調査終了日
- ・事前調査を行った部分(分析調査を行った場合にあって は、分析のための試料を採取した場所を含む)の概要
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の ・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出┃有無(石綿等が使用されているものとみなした場合は、その 旨を含む)及び石綿等が使用されていないと判断した材料に あっては、その判断の根拠の概要

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告注1)、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

付近初しの排出寺作業について	久下のこのり、の知らせしより。		
事業場の名称∶○○○○解体工事作業所			
届出先及び東京	ROO 労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
届出年月日	東京 (都) 道·府·県 〇〇市(区)	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終	了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
看 板 表 示 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
解体等工事期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査			氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
			〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
【調査箇所】改修箇所(4階)			
 調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			] 住所
			注別   東京都〇〇区〇一〇
【石綿含有あり】			
事務所 床 ビニル床タイル(クリソタイル)			現場責任者氏名 〇〇 〇〇
壁 ケイ酸カルシウム板第1種(クリソタイル、アモサイト)			連絡場所 TEL │03-×××-×××
女子便所、男子便所、給湯室			〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。
壁 仕上塗材(クリソタイル)天井 セメント板(クリソタイル)			調査を行った者(分析等の実施者)
「石綿含有なし】			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ビニル床シート、ソフト巾木、石膏ボード (1)(2)(3)			
		事前調査・試料採取を実施した者	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・ 封じ込	め・その他	①特定建築物石綿含有建材調査者
集 機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置 ・型式:○○○-2000	•設置数:〇台	〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
			住所:東京都〇〇区〇〇一〇〇
	OOm <sup>3</sup> /min(1時間あたりの換気回数4回以上)	)	<u>分析を実施した者</u>   ②〇〇環境分析センター
気     装   使用するフィルタの種類及びその			氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
装 使用するフィルタの種類及びその 集じん効果(%)	HEPAフィルタ ・補修効率:99.97% ・粒子径	:0.3 $\mu$ m	住所:埼玉県〇〇市〇〇一〇〇
一条じん効果(物)	  ・湿潤用薬液:〇〇〇〇 ・固化用薬液:〇〇〇〇		その他事項
使 用 する資 材 及 びその種 類	・隔離用シート(厚さ:床〇mm、その他〇mm)・	-	
その他の石綿(特定粉じん)の	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面		一下の判断根拠を表す
排出又は飛散の抑制方法		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
備考:その他の条例等の届出年月日			⑤材料の製造年月日
〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱(令和〇〇年〇月〇日届出)			
	, 5241. File 6   671 6 File 1		
			<u>I</u>

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合注2)封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例